

秋田県環境審議会議事録

- 1 日 時 平成27年7月31日(金) 13:00から14:00まで
- 2 会 場 アキタパークホテル 2階ゴールデンルーム
- 3 出席者 (委員) 29名中25名出席(うち2名代理出席)
青木委員、朝倉委員、石川委員、小笠原(暁)委員、小笠原(真澄)委員、奥山委員、片野委員、工藤委員、齊藤委員、佐々木委員、佐野委員、柴田委員、菅原委員、関口委員、高橋委員、高樋委員、露崎委員、福井委員、藤井委員、藤原委員、松葉谷委員、山口委員、山本(尚子)委員、山本(まゆみ)委員、渡辺委員
(県)
栗津生活環境部長、田中生活環境部次長、菅沼環境管理課長、古井環境管理課政策監、柴田環境管理課八郎湖環境対策室長、和田温暖化対策課長、高橋環境整備課長、高田自然保護課長

4 議 事

○議 案

(1) 会長の選任について

秋田県環境基本条例第30条第2項の規定による委員の互選により、会長は片野委員に決定した。

(2) 会長職務代理者、部会の所属委員及び部会長の指名について

会長職務代理者、部会の所属委員及び部会長は、秋田県環境基本条例第30条第4項、第32条第2項及び同条第3項の各規定により、会長の指名及び別紙「秋田県環境審議会名簿」のとおり決定した。

○報告事項

(1) 部会の決議事項について

(2) 平成27年度の審議会、部会開催予定及び予定審議事項について

(一括質疑)

委 員

廃棄物関係について質問させていただく。

今年、鹿角市等では、雪害による倒壊危険家屋、あるいは倒壊してしまった家屋が多々あった。倒壊危険家屋については、危険性が高い場合、市町村等によって処理されることになると思うが、既に倒壊してしまった家屋や一部倒壊した家屋の廃棄物が、処理されずに放置されるという事例が今後増えていくことが考えられる。

廃棄物処理の観点から、このような事例に対してどのような対応をお考えか。

県

倒壊する前の家屋に対する対応については、今般、新しい法律ができたところである。倒壊した家屋については、廃棄物の不法投棄、あるいは不適正処理の部分になるかと思う。それについては、一般廃棄物とい

う性格もあるので、県と市町村とで連絡を取り合いながら対応していきたいと考えている。

委員 家屋が倒壊してから、廃棄物と判断するまでの期間はどれくらいを見込んでいるのか。

県 事例ごとによって期間が異なると思う。一概に何年間というわけではなく、倒壊家屋付近の住民に対する影響によっても変わってくる。例えば、住宅密集地に倒壊家屋があり、周囲の方に迷惑をかけているということであれば、早めに対応する必要があるが、山奥にある場合には、特に環境に影響がないと判断すれば、行政としては指導しにくいこともある。

委員 倒壊以前の空き家等については、法律で処理することになっているということの良いか。

県 そのとおり。環境整備課の所管ではないが、新しい法律により対応できることになっている。

委員 地球温暖化関係について質問させていただく。

昨年度の国内の二酸化炭素濃度が、400ppm（年平均値）を超えたとの発表が国からあったが、県として温暖化対策の強化等はお考えか。

県 400ppm超過については、このままの状態が続くと今世紀中には世界の平均気温が最高で4℃以上上昇するという報告もあり、このような報告等を受け、年末にパリで開催されるCOP21において、世界的な地球温暖化対策や温室効果ガス削減の取組の枠組が決定される見込みとなっている。その決定を受け、環境省が温室効果ガス排出量の目標を立て、その後に国の地球温暖化対策の推進計画が策定される運びとなっているが、国の計画策定は本年度か来年度になされると見込まれており、その計画を踏まえ、県でも対策や計画を見直していく。その際には、地球温暖化対策部会にてご審議いただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。